

**【回答】**

質問のケースでは、従業員の方はすでに60歳以上ですので、退職後、国民年金の第2号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者であればiDeCoに加入が可能です。iDeCoの加入要件を満たさない場合、個人別管理資産額をiDeCoに移換し、iDeCoの運用指図者となることもできます（確定拠出年金法第64条第2項）。

また、「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合で、その年齢に到達前であっても60歳以降に退職して資格喪失した場合は企業型DCの老齢給付金の受給が可能であり、60歳以上で加入者の資格を喪失する場合には、企業型DCの運用指図者となることもできます（確定拠出年金Q&A 102-6、103-2）。

今後の働き方や老齢給付金の受給時期、又運用の計画などを踏まえ、選択されるのがよいでしょう。